

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十九年六月六日第二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号					取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号					指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二十日					指定の取消し の 年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番三 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 番九まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十八番 六から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八 十八番七まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番十 九から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十 九番三まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番二 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九 番二まで 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番 四十六から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百八十七番四十九まで					指定の取消しに係る道路の位置
二六・〇					指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇					指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)